240
6.5.15

福県医発第544号（地）
令和６年５月15日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

今般、令和６年度診療報酬改定を反映したレセプトオンライン請求及び光ディスク等を用いた費用の請求に関する記録条件仕様が定められ、厚生労働省及びこども家庭庁より通知が発出された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

これに伴い、従前の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（令和４年４月22日付け保発0422第１号）は廃止されました。

なお、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格につきましては、厚生労働省ホームページ「診療報酬情報提供サービス」（https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo）に掲載されておりますことを申し添えます。

＜添付資料＞
・電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について
（令６．４．22　保発0422第２号　厚生労働省保険局長
こ成母第203号　こども家庭庁成育局長
こ支障第121号　こども家庭庁成支援局長）

（参考資料）
・保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について
（令６．４．22　事務連絡　厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室長）

小郡三井医師会より　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

日医発第 293 号（保険）
令 和 6 年 4 月 3 0 日

都道府県医師会長　殿

日本医師会長
松　本　吉　郎
（公印省略）

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

今般、令和６年度診療報酬改定を反映したレセプトオンライン請求及び光ディスク等を用いた費用の請求に関する記録条件仕様が定められ、厚生労働省及びこども家庭庁より通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

これに伴い、従前の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（令和４年４月２２日付け保発 0422 第１号）は廃止されました。

なお、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格につきましては、厚生労働省ホームページ「診療報酬情報提供サービス」（https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo）に掲載されておりますことを申し添えます。

＜添付資料＞

・電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について
（令 6.4.22　保発 0422 第２号　厚生労働省保険局長
こ成母第 203 号　こども家庭庁成育局長
こ支障第 121 号　こども家庭庁支援局長）

（参考資料）

・保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について
（令 6.4.22　事務連絡　厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室長）

保発 0422 第 2 号
こ成母第 203 号
こ支障第 121 号
令和 6 年 4 月 22 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
殿

厚生労働省保険局長
こども家庭庁成育局長
こども家庭庁支援局長
（公印省略）

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第１条第１項及び附則第３条の２第１項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和５年内閣府・厚生労働省令第９号）による改正後の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成４年厚生省令第５号）第１条の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式をそれぞれ別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（令和４年４月 22 日付保発 0422 第１号）は

廃止する。

「別紙」

# 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格

（令和６年４月22日
こども家庭庁長官
厚生労働大臣）

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和51年厚生省令第36号）第１条第１項及び附則第３条の２第１項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格並びに訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和５年内閣府・厚生労働省令第９号）による改正後の訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成４年厚生省令第５号）第１条の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項及び方式を定め、令和６年７月１日より適用する。

（別添１－１）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
（別添１－２）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（ＤＰＣ用）
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
（別添１－３）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
（別添１－４）オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
（別添１－５）オンラインによる請求に係る記録条件仕様（訪問看護用）
（別添２－１）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
（別添２－２）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（ＤＰＣ用）
（別添２－３）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
（別添２－４）オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
（別添２－５）オンラインによる請求に係る標準仕様（訪問看護用）
（別添　３　）オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・ＤＰＣ用・歯科用・訪問看護用）
（別添　４　）オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・ＤＰＣ用・歯科用・訪問看護用）
（別添　５　）オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・ＤＰＣ用・歯科用）
（別添　６　）オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・ＤＰＣ用・歯科用・調剤用）
（別添　７　）オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・ＤＰＣ用・歯科用・調剤用）

（別添　8　）オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード（医科用・ＤＰＣ用・歯科用・調剤用・訪問看護用）
（別添　9　）オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード（歯科用）
（別添　10　）オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード（歯科用）
（別添　11　）オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード（調剤用）
（別添　12　）オンラインによる請求に係る訪問看護療養費コード（訪問看護用）

＊　別添１～12は、ＨＰ「診療報酬情報提供サービス」にて掲載（以下参照）
https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/receMenu/doReceInfo

事　務　連　絡
令和６年４月22日

都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長　殿
都道府県老人医療主管部（局）
　老人医療主管課（局）長　殿
地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室長

保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報等の仕様について

標記については、「保険者へ請求する診療（調剤）報酬明細書情報の仕様について」（平成１８年６月６日事務連絡）により取り扱っているところであるが、今般、電子情報処理組織の使用による保険者からの再審査の申出等に関する取扱いに伴い下記のとおり策定並びに改定することとしましたので、ご連絡します。

なお、関係団体、機関等に対し、周知をお図りいただきますようお願いいたします。

記

１　保険者へ請求する診療（調剤）報酬に係る記録条件仕様
①（別添１）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（医科）
②（別添２）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（ＤＰＣ）
③（別添３）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（歯科）
④（別添４）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（調剤）
⑤（別添５）レセ電コード情報ファイル記録条件仕様（訪問看護）

２　再審査等請求に係る記録条件仕様
①（別添６）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（医科用）
②（別添７）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（ＤＰＣ用）
③（別添８）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（歯科用）
④（別添９）オンラインによる再審査等請求ファイルに係る記録条件仕様（調剤用）

なお、別添１～９は、ＨＰ「診療報酬情報提供サービス」

https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/　に掲載